

平成 23 年 5 月 19 日
社団法人日本印刷産業連合会

日印産連「オフセット印刷サービス」グリーン基準における 「購入資材」のうち、「用紙」のグリーン基準改定について

1. 改定の理由

グリーン購入法における「印刷用紙」、エコマークにおける「印刷用紙」の基準が改定され、総合評価方式が導入されたことにより、グリーン基準との整合が保たれなくなってきている。またそのことにより、印刷受注者及び印刷発注者の双方とも、各基準の相違による混乱が起こる可能性がある。そこで、本基準についても他機関の基準と整合を取りつつ、さらに現状の実態に合わせ改定を行う。

2. 改定の内容

グリーン購入法及びエコマークの基準との整合を行うため、①再生循環資源を利用した紙の使用、②白色度の考慮、③塗工量の考慮を見直すとともに、総合評価方式を導入した。また、④塩素ガスを使用しないパルプの使用、⑤有害物質の非含有についてはほぼ達成していることから、基準から除外することとした。なお、本基準は板紙、包装用紙にも適用するとともに、項目ごとに適用しない用紙の種類を明確にした。さらに、GPマーク表示に影響しないが、環境配慮の方向性を示すものとして配慮事項を設定した。

基準の内容及び各項目の改定の理由は、別紙のとおり。

3. 基準改定日 平成 23 年 6 月 1 日

4. 基準実施日 平成 23 年 6 月 1 日

以 上

オフセット印刷サービスグリーン基準【購入資材】の「用紙」の改定と改定理由

平成23年5月19日
社団法人日本印刷産業連合会

項目	オフセット印刷サービスグリーン基準(改定前)		オフセット印刷サービスグリーン基準(改定後)			改定の理由	
	グリーン原則	グリーン基準	グリーン原則	グリーン基準	備考		
用紙	①再生循環資源を利用した紙を使用している	<水準-1> ・古紙パルプ配合率100%、または古紙パルプ配合率70%以上+残りが森林認証パルプ <水準-2> ・古紙パルプ配合率70%以上または森林認証紙、非木材紙、間伐材紙	①再生循環資源を利用した紙を使用している	<水準-1> ・古紙パルプ配合率60%以上+残りが森林認証パルプ、または総合評価値80以上 <水準-2> ・古紙パルプ配合率50%以上、または森林認証紙、非木材紙、間伐材紙	・森林認証パルプの比率は製品への配合率、またはクレジット方式による。	古紙利用促進は、環境負荷低減につながる重要な要素として継続して評価の項目とするが、製紙メーカーが保証できる古紙パルプ配合率に基づく基準とした。また、森林認証パルプの比率は、製品への配合率に加え、クレジット方式による利用割合によることも可能とする。さらに、グリーン購入法とエコマーク商品認定基準との整合性を考慮して、環境省制定の総合評価値制度を導入した。	
	②白色度を考慮している	<水準-1> ・非塗工紙は白色度70%程度(±4%)以下 <水準-2> ・非塗工紙は白色度80%程度(±4%)以下	②白色度を考慮している	・非塗工紙は白色度80%程度以下 ただし、総合評価値80以上の製品には本項目を適用しない。また、ファンシーペーパー、抄色紙には本項目を適用しない。	・白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、程度の範囲は3%とする。	白色度を低くすることは環境負荷を低減することから、継続して評価の項目とするが、白色度はパルプの色にも依存し絶対的な尺度ではないため、水準を区分しないこととし、また総合評価値制度との整合性を考慮した。さらに、製紙メーカーの製品管理を考慮に入れて、生産時の製品ロットごとの管理標準値とした。また、本項目は、ファンシーペーパー、抄色紙に適用しないことを明確にした。	
	③塗工量を考慮している	・塗工量30g/m ² 以下(片面では最大17g/m ² 以下)	③塗工量を考慮している	・塗工量30g/m ² 程度以下(両面) ただし、総合評価値80以上の製品には本項目を適用しない。また、アート紙には本項目を適用しない。	・塗工量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、程度の範囲は3%とする。	塗工量を低くすることは環境負荷を低減することから、継続して評価の項目とするが、製品機能の重要な要素となっているため適用範囲からアート紙を除くことを明確にした。また総合評価値制度との整合性を考慮した。さらに、製紙メーカーの製品管理を考慮に入れて、生産時の製品ロットごとの管理標準値とした。	
	④塩素ガスを使用しないパルプを使用している	・漂白工程で塩素ガス(Cl ₂)不使用のECF漂白パルプ100%	削除				製紙メーカー各社において、ECF漂白が広く普及し本基準をほぼ達成(94%)していることから、本基準を削除する。
	⑤有害物質を含有していない	<水準-1> ・着色剤には別表のアミンが生成される可能性のあるアゾ着色剤は使用しないこと <水準-2> ・別表のアミンが製品1Kg当たり30mgを超えて検出されないこと	削除				製紙メーカー各社において、有害物質として特定されているアミンが生成される可能性のあるアゾ着色剤は、すでに使用していないこと、及び使用している特別な着色剤も問題がない程度に微量であるため、本基準を達成しているものとして、削除する。
	⑥古紙再生阻害要因の改善に配慮している	<水準-1> ・「古紙リサイクル適性ランクリスト」のB、C、Dランクの資材を使用しないこと <水準-2> ・「古紙リサイクル適性ランクリスト」のC、Dランクの資材を使用しないこと	④古紙再生阻害要因の改善に配慮している	<水準-1> ・「古紙リサイクル適性ランクリスト」のB、C、Dランクの資材を使用しないこと <水準-2> ・「古紙リサイクル適性ランクリスト」のC、Dランクの資材を使用しないこと			
	⑦再生紙の製造に積極的に取り組んでいる企業から調達する	・古紙を再生紙原料として積極的に受け入れている企業から調達すること	⑤再生紙の製造に積極的に取り組んでいる企業から調達する	・古紙を再生紙原料として積極的に受け入れている企業から調達すること			
		(配慮事項) 用紙の軽量化を考慮している	・印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること				
		(留意事項) ・用紙の基準の適用範囲は、印刷用紙、情報用紙、包装用紙及び板紙とする。ただし一部項目については、適用を除外する用紙の種類がある。 ・各製紙メーカーホームページ、エコマーク「グリーンステーション」、GPN「エコ商品ネット」等により公開されている項目については、本基準への適合の確認が取れているものとして、個別製品の証明は不要とする。 ・古紙リサイクル適性の表示を行うことを推奨する。 ・食品に接触することを意図した紙製器具・容器包装に使用される紙・板紙については、日本製紙連合会策定の「食品に接触することを意図した紙・板紙の自主基準」に従うものとする。 ・配慮事項については、GPMマーク表示上の要件から除外する。					